

鳥取県育児・介護休業者生活資金融資制度の 手続きの流れについて

申込者の方 ⇒ 金融機関

1. 融資の取扱いを希望する金融機関窓口にご相談

- 金融機関、店舗によっては本融資制度を取り扱われていない場合があります。あらかじめ、融資を希望される機関・店舗にお問い合わせください。
- また、表面に記載のとおり、金融機関によって金利や審査が異なりますので、あらかじめご相談ください。

申込者の方 ⇒ 勤務先

2. 融資の申込みに必要な書類を依頼

- 申込時に本融資の対象者であることを確認させていただく書類として、育児休業、介護休業等の取扱通知書（育児休業、介護休業の取得期間や給与等の条件について勤務先が休業される方に通知するもの）の写しが必要となりますので、あらかじめ勤務先にご相談ください。

申込者の方 ⇒ 雇用・働き方政策課

3. 借入申込書を提出

- 所定の様式と添付様式を郵送又は持参していただくか、電子申請でご提出ください。
- 申込様式はホームページからダウンロードいただけます（チラシ表面のURL、QRコードをご参照ください）。

雇用・働き方政策課 ⇒ 申込者の方、金融機関

4. 県による審査、審査結果の通知

- 申込内容について、鳥取県育児・介護休業者生活資金融資制度要綱に基づき、制度の対象とできるか鳥取県としての審査を行います。
- 県としての審査で問題がなければ、申込者の方と金融機関に融資の手続きを進めていただくよう通知をします。

金融機関 ⇒ 申込者の方、雇用・働き方政策課

5. 金融機関による審査、審査結果の通知・融資の実行

- 申込内容について、各金融機関の基準に基づき、本融資が実行できるか審査を行います。
- 金融機関としての審査に問題がなければ、申込者の方に融資が実行され、雇用・働き方政策課に対しては融資の実行結果が報告されます。

●融資の実行以後

- 県への借入申込書及び金融機関と取り交わした償還計画に基づき、融資を返済いただきます。
- 休業の期間が変更となったり、月々の償還額を変更したいといった場合は、県・金融機関それぞれでの手続きが必要となりますので、ご相談ください。